



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会社名 戸田工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 寶來 茂
(コード番号 4100 東証第1部)
問合せ先 経営管理本部長 長瀬 光範
(TEL. 082-577-0055)

単元株式数の変更、株式の併合およびこれらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会において、単元株式数の変更、株式併合およびこれらに伴う定款の一部変更について、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 84 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一するための取組みを進めています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更予定日および変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買あたりの株価の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株に併合するとともに、当該株式併合の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を 1 億 9,300 万株から 1,930 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日(実質上 9 月 29 日)の最終の株主名簿に

記載された株主様の所有株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

- ③併合後の発行可能株式総数
19,300,000株(併合前193,000,000株)
- ④併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在) | 60,991,922株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 54,892,730株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 6,099,192株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の割合に基づき算出した理論値であります。

- ⑤併合により減少する株主数

(平成29年3月31日現在)

| | 株主数(割合) | 所有株式数(割合) |
|-------------|----------------|---------------------|
| 総株主 | 6,693名(100.0%) | 60,991,922株(100.0%) |
| 10株以上所有株主 | 6,577名(98.3%) | 60,991,736株(99.9%) |
| 10株未満のみ所有株主 | 116名(1.7%) | 186株(0.0%) |

(注)上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみ所有の株主様116名(所有株式数186株)は、株主としての地位を失うことになります。

- ⑥1株未満の端数が生じる場合の処理
株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(3)株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3.定款一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3.定款一部変更

(1)変更の理由

上記「1.単元株式数の変更」に伴い、単元株式数を100株に変更するとともに、上記「2.株式併合」に伴い、発行可能株式総数を1,930万株に変更するものであります。なお、本変更の効力は、平成29年10月1日に発生するものとする旨の附則を設け、同日をもって本附則を定款から削除することといたします。

(2)変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億9,300万株</u> とする。 | 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,930万株</u> とする。 |
| (単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | (単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |
| 2. (条文省略) | 2. (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| (新設) | <u>(附則)</u> <u>第 1 条</u> <u>第 5 条 (発行可能株式総数)</u> <u>および第 6 条 (単元株式数)</u> <u>の変更は、平成29年10月 1 日</u> <u>をもって効力を生じるものと</u> <u>し、同日をもって本附則を削</u> <u>除する。</u> |

(3)変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 主要日程(予定)

| | |
|---------------------|------------------------------------|
| 平成 29 年 6 月 28 日(水) | 第 84 期定時株主総会 |
| 平成 29 年 10 月 1 日(日) | 単元株式数の変更、株式の併合および定款の一部変更 の効力発生日 |

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年9月 27 日となります。

以上

添付資料 (ご参考)単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A1. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか？

A2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では、10 株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A3. 東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標とした取組みを進めております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買あたりの株価の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合(10 株を1株に併合)を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式や議決権数はどうなりますか？

A4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数(1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生(平成 29 年 10 月 1 日予定)の前後で、株主様の所有株式数と議決権数は次の通りとなります。

| | 効力発生前 | | ⇒ | 効力発生後 | | |
|----|---------|------|---|-------|------|-------|
| | 所有株式数 | 議決権数 | | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 5,000 株 | 5 個 | | 500 株 | 5 個 | なし |
| 例② | 1,234 株 | 1 個 | | 123 株 | 1 個 | 0.4 株 |
| 例③ | 567 株 | なし | | 56 株 | なし | 0.7 株 |
| 例④ | 8 株 | なし | | なし | なし | 0.8 株 |

株式併合の結果、1 株未満の端数株式が生じた場合(上記の例②、③、④のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して売却処分または自己株式として買取り、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問合せ先までお問合せください。効力発生前のご所有株式が 10 株未満の場合(上記の例④のような場合)は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q5. 株主併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合により、ご所有の株式数は10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q6. 株主は、何か手続きをしなければならないのですか？

A6. 特段のお手続きは必要ございません。

Q7. 株主併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A7. 株式併合後も、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記のお問合せ先までご連絡ください。

Q8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A8. 次のとおり予定しております。

| | |
|------------------|-----------------------|
| 平成 29 年 6 月 28 日 | 第 84 期定時株主総会 |
| 平成 29 年 9 月 26 日 | 1,000 株単位での売買最終日 |
| 平成 29 年 9 月 27 日 | 100 株単位での売買開始日 |
| 平成 29 年 10 月 1 日 | 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日 |
| 平成 29 年 10 月下旬頃 | 株式併合割当通知の発送 |
| 平成 29 年 12 月上旬頃 | 端数株式処分代金のお支払い |

【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の当社株主名簿管理人(特別口座の口座管理機関)にお問合せください。

| | |
|-----------|------------------------|
| 〒168-0063 | 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 |
| | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 電話番号 | 0120-782-031 |
| 受付時間 | 9:00~17:00(土・日・祝祭日を除く) |

以上